

議案第81号

磐田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

磐田市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のように制定するものとする。

令和4年11月25日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市個人情報の保護に関する法律施行条例

(設置)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者、消防長及び財産区をいう。

2 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する規則で定める費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第4条 実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、磐田市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年磐田市条例第 号）第1条に規定する磐田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(磐田市個人情報保護条例の廃止)

第2条 磐田市個人情報保護条例（平成17年磐田市条例第26号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の磐田市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定による職務上又は旧条例第20条の2第3項の規定による業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に利用してはならない義務及び旧条例第20条第3項の規定による委託業務に関して知り得た旧個人情報を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行前において旧実施機関の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。）として公の施設の管理の業務に従事していた者

(3) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第12条、第13条又は第14条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示（これに係る手数料等を含む。）、訂正又は目的外利用等の中止については、なお従前の例による。

3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

4 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前

において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(磐田市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第4条 磐田市行政不服審査法施行条例(平成28年磐田市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条中「磐田市個人情報保護条例(平成17年磐田市条例第26号)」を「磐田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年磐田市条例第 号)」に改める。

磐田市行政不服審査法施行条例新旧対照表（附則第4条関係）

現行	改正案
<p>（費用の負担）</p> <p>第8条 法第38条第1項（法第66条及び他の法律において準用する場合を含む。）及び法第78条第1項の規定による書面等の写しの交付を受ける者は、<u>磐田市個人情報保護条例（平成17年磐田市条例第26号）</u>の例により、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。</p>	<p>（費用の負担）</p> <p>第8条 法第38条第1項（法第66条及び他の法律において準用する場合を含む。）及び法第78条第1項の規定による書面等の写しの交付を受ける者は、<u>磐田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年磐田市条例第__号）</u>の例により、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。</p>